

重層的支援体制整備事業等に関する 質疑応答集

令和 3 年 6 月 30 日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

目 次

1. 重層的支援体制整備事業について	3
(1) 事業予算全般.....	3
(2) 交付金算定関連.....	5
(3) 介護保険特別会計	11
(4) 広域連合	13
(5) 支援フロー	16
(6) 支援会議、重層的支援会議	18
(7) 実施体制・実施計画.....	19
(8) その他	22
2. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業	25
3. 都道府県の後方支援.....	27

1. 重層的支援体制整備事業について

(1) 事業予算全般

問1(1)-1 重層的支援体制整備事業は任意事業であり、本事業を実施しない市町村への既存事業の補助金の取扱いは従来どおりか。

また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村と実施しない市町村で、国からの財政支援に差が生じないかどうか。

(答)

- 前段についてはお見込みのとおり。
- 後段については、重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各分野（介護、障害、子育て、生活困窮）の現行の既存事業の財源に加えて、新たな機能（多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援）のための財源を交付する。

問1(1)-2 重層的支援体制整備事業を実施する政令市・中核市についても都道府県の負担は発生するのか。また、新たな機能分の都道府県・市町村の負担はどうなるか。

(答)

- 既存事業のうち、都道府県の負担が必要な事業はこれまでと同様の取扱いとなる。
- また、新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討している。
- なお、令和3年度における新たな機能分の事業に要する地方負担分については普通交付税が行われている。

問1(1)-3 「重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業」の中に未実施の事業があっても、令和3年度にすべて実施すれば交付金の対象となるのか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業すべてに取り組むこ

とが新たな交付金の要件となる。なお、令和2年度までに実施していなかった事業があった場合においても、令和3年度に実施すれば交付対象となる。

(2) 交付金算定関連

問1(2)-1 費用按分率は過去実績による按分率とされているが、当該年度の事業費によって行えばよいのではないか。過去実績（N-2年度）による按分率とし、事業の改廃がある場合は反映するとしているが、現実的には毎年改廃が生じるものと考えられる。

(答)

- 費用按分率は、客観的指標を用いて機械的に設定することが必要であることから、事業費が確定していない事業実施年度の金額を用いるのではなく、原則、決算で確定した事業費（過去実績額）を用いることとしている。なお、拠点の改廃等による影響額が見込まれる場合は、当該影響額を勘案した上で交付額を算定する。

問1(2)-2 現在、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業上限額算定において、特例上限額の対象となっており、「特例上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は、任意事業実施分を充てても差し支えない。」とされている。任意事業が介護保険特別会計に残ることで、この柔軟性が損なわれるのではないか。任意事業が上限額まで実施されない場合、結果として、地域包括支援センター運営費に充てられる交付金が減額となることにならないか。

(答)

- ご指摘の特例上限額の考え方については、重層的支援体制整備事業への移行前と比べて、その取扱いに差が生じないよう対応することを検討している。

問1(2)-3 調整基準標準事業費額について、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の地域介護予防活動支援事業の分はどのような扱いになるのか。

(答)

- 調整基準標準事業費額については、地域支援事業分と重層的支援体制整備事業分の合算額とする。合算した事業費額をもとに調整交付金を算定し、地域支援事業分については地域支援事業交付金から、重層的支援体制整備事業分については、重層的支援体制整備事業交付金からそれぞれ交付する。

問1(2)-4 介護・生活困窮分野の対象事業は義務的経費であり、重層的支援体制整備事業交付金に不足がある場合は精算交付の対象となっている。義務的経費の対象事業の事業費を確定するためには、年度ごとに確定ベースの事業費算定が必要になると考えるが、どのような取扱いになるか。

(答)

- 生活困窮者自立相談支援事業相当分と地域支援事業相当分については、義務的経費の性質を維持する必要性から、年度内における交付額に対して不足が生じた場合には、翌年度に精算交付することとしている。
- 具体的には、重層的支援体制整備事業交付金のうち「相談支援」及び「地域づくり支援」にかかる交付額については、各事業の過去実績額による費用按分率に基づき算定するとともに、交付金の確定時についても、交付額を算定した際の費用按分率を使用する。このため、相談支援と地域づくり支援の各事業にかかる交付額を確定する際は、各事業に要した費用に費用按分率を乗じることにより、各事業費相当額を確定することにしている。
- この算定結果を踏まえ、義務的経費である各事業の交付額の過不足を把握し、各事業の追加交付又は返還の有無を確認することになる。

問1(2)-5 生活支援体制整備事業は重層的支援体制整備事業に移行するが、社会保障充実分についても実施事業の合計額を標準額として標準額内であればどの事業でいくら執行してもよいことになっている。重層的支援体制整備事業に移行した後も社会保障充実分の交付金額が確保されるということは、地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金のそれぞれにおいて、追加交付・返還が行われると理解してよいか。

(答)

- ご指摘の標準額の考え方については、重層的支援体制整備事業への移行前と比べて、その取扱いに差が生じないよう対応することを検討している。
- 地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金のそれぞれの追加交付・返還については、お見込みのとおり。

問1(2)-6 地域包括支援センターの運営費は介護保険保険者努力支援交付金の対象事業となると考えているが、重層的支援体制整備事業に移行した後も、介護保険保険者努力支援交付金の対象事業として理解してよいか。

また、対象事業となる場合、介護保険特別会計上の介護保険保険者努力支援交付金の充当先は、一般会計繰出金となるが、実績報告も一般会計繰出金でよいか。

(答)

- 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金（両交付金）については、介護保険の地域支援事業の一号保険料負担分等に充当できることとされている。
- 重層的支援体制整備事業を実施する場合、地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業及び地域介護予防活動支援事業（以下「移行対象事業」という。）の実施については、介護保険特別会計から介護保険料負担分を一般会計に繰り出して、一般会計において執行することとなる。
- こうした場合においても、両交付金をこれら移行対象事業にかかる一号保険料相当分に充当することは可能である。
- なお、両交付金は重層的支援体制整備事業として一括化する対象でないため、引き続き、介護保険特別会計で歳入歳出処理を行うこととなる。
- また、両交付金について移行対象事業の一号保険料相当分に充当する場合は、移行対象事業の実施のための一般会計操出金（保険料負担相当分）に充当することとして差し支えない。

問1(2)-7 介護保険保険者努力支援交付金の令和2年度の交付要件として、地域支援事業にかかる令和2年度当初予算額が令和元年度決算見込額（又は当初予算額）を上回っている場合とある。令和3年度からの重層的支援体制整備事業により、地域支援事業から地域包括支援センター運営費、地域介護予防活動支援事業費、生活支援体制整備事業費が一般会計に移行するため、令和3年度の交付時は、介護保険特別会計ベースでは、確実に令和3年度当初予算額が令和2年度の決算見込額を上回れず交付要件を満たせなくなる。この場合において、一般会計に移行した3事業の事業費も令和3年度の当初予算額に含めて算定して良いか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業を実施する場合、一般会計に移行した事業費についても令和3年度の地域支援事業の当初予算額に含めて算定して差し支えない。

問1(2)-8 参加支援事業の実施においては、本人への必要な支援を行うために協力する受け入れ企業等に対し、支援に必要な実費相当分を謝礼として支出できることとされているが、費用の範囲など考え方はどうか。

(答)

- 参加支援対象者を受け入れる協力事業所において、次のような、参加支援の実施に際して必要となる費用が発生する場合であって、既存の制度の活用による費用負担が困難である場合には、参加支援対象者の受入に係る協力費として、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

※ 参加支援の実施に際して必要となる費用の例

- ・参加支援事業者からの依頼を受け、受入協力事業所において支援業務を行った場合の謝金
- ・参加支援実施用として施設等を借りた場合の施設利用料
- ・参加支援対象者の受入により発生する消耗品費、シーツ等の交換、洗濯等の費用（本人が負担する場合を除く。）
- ・参加支援の受入に伴い、受入協力事業所が賠償保険等に加入した場合の保険料
- ・参加支援の受入に伴い、受入協力事業所において発生する交通費、通信運搬費等

- なお、参加支援対象者が定員の空きを活用して既存の福祉サービス事業所等を利用する場合などで、支援を実施した場合の費用について、既存の制度の補助金等で賄うことが可能な場合（※）については、既存の制度を適用することにより対応されたい。

※ 支援費用について既存制度の補助金等によって賄うことが可能な場合の例

- ・障害福祉サービスの就労支援事業所について、定員の空きを活用して、参加支援対象者が利用する際に、当該参加支援対象者が生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業の対象者にもなり得る場合、就労支援事業所に生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を部分委託し、就労準備支援事業の対象者として利用する。

- また、参加支援対象者が福祉サービス事業所等を利用する際、当該事業所等の利用に際して、通常、利用者が負担している費用（食費、日用品費など）については、参加支援対象者本人から実費の支払いを受けることとされたい。

問1（2）－9 利用者支援事業の「出張相談支援」について、地域型事業・拠点として行う場合の加算要件の考え方如何。

(答)

- 重層的支援体制整備事業において、利用者支援事業の実施主体と異なる主体が地域型事業・拠点の機能の一部として出張相談支援を行う場合、子育ての豊富な経験を有する地域住民など多様な主体が担い手として想定される。
- これを踏まえ、加算要件（ア）に規定する「③のアを満たす職員」については、基本研修を修了したもの（修了することを予定している者を含む）とする。また、③のア（イ）については、相談及びコーディネート等の業務内容（例：民生委員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー（C SW））について、実務経験として柔軟に認めるよう努めること。
なお、基本研修（※）は、原則として配置から1年以内に研修を修了する計画とるように努めるものとする。なお、基本型専門研修（※）については、市町村の状況や地域型事業の実施状況を踏まえつつ、職員の資質や技能の向上の観点から受講を推奨する。
※ 重層的支援体制整備事業実施要綱の43頁参照。「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修を「基本研修」、別表2－2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修を「基本型専門研修」という。
- また、現行の加算要件（イ）及び（ウ）については、地域型事業が専門的なバックアップを前提とする体制の下で実施されることを踏まえ、市町村全体の包括的支援体制として策定する重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、継続的かつ計画的な支援体制の構築や支援方法を広く周知することにより要件を満たすこととする。

問1（2）－10 地域子育て支援拠点事業の「出張ひろば」について、地域型事業・拠点として行う場合の加算要件の考え方如何。

(答)

- 出張ひろば加算の要件のうち、（イ）については「出張ひろばに一般型の職員と連絡調整を行う職員を配置すること」により要件を満たすこととする。また、（ア）及び（ウ）は現行の加算要件と同様の要件とする。

＜参考＞出張ひろば加算の要件

- (ア) 開設日数は、週 1～2 日、かつ 1 日 5 時間以上とすること。
 - (イ) 一般型の職員が、必ず 1 名以上出張ひろばの職員を兼務すること。
 - (ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。
- ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

(3) 介護保険特別会計

問1(3)-1 介護保険事業は介護保険特別会計で処理するものであり、新たな交付金の取り込みを理由に一般会計に繰り出しして運用することは、本来の会計管理上ふさわしくないのではないか。そのため、重層的支援体制整備事業交付金の歳出は、あくまでも特別会計内で行うこととし、一般会計に入った介護保険事業分の交付金を特別会計の歳入に繰り入れするほうが、特別会計が持つ意味合いを確保しながら実運用上も手間が少なくなると思うが、そのような対応は可能か。

(答)

- 重層的支援体制整備事業にかかる介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れて執行することとしている。この取扱いは社会福祉法第106条の10に新たに規定したものであり、当該規定に基づき適切な対応をお願いしたい。

問1(3)-2 地域包括支援センターは、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）以外の事業も実施しているが、重層的支援体制整備事業以外の事業分については、引き続き介護保険特別会計で執行することになる。この場合、地域包括支援センターが、包括的支援事業と一緒に実施する事業については、介護保険特別会計ではなく、一般会計で執行してもよいか。（当該分の財源は、地域包括支援センター運営費分の一般会計への繰り出し同様の対応を行う。）

(答)

- 重層的支援体制整備事業に含まれていない介護分野の各種事業は、現行どおり介護保険特別会計において執行することとなるため、一般会計に繰り出して支出することはできない。

問1(3)-3 地域支援事業のうち地域包括支援センター運営等の予算は重層的支援体制整備事業に移行するものの、地域支援事業支援交付金の交付申請には重層的支援体制整備事業分を所要額に含め支払基金へ申請・交付し、重層的支援体制整備事業の対象（地域介護予防活動事業分）の支払基金分（27%）を介護保険特別会計から一般会計へ繰入れするものと想定している。

その場合、地域支援事業の総合事業にかかる交付申請額にかかる事業費の総額が「国・県」へ申請する地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金と、「支払基金」に申請する地域支援事業支援交付金では、「地域介護予防活動支援事業」にかかる事業費分差異が生じるがその取扱いによろしいか。

(答)

- 一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業を重層的支援体制整備事業において取り組む市町村については、地域支援事業交付金における介護予防・日常生活支援総合事業の対象経費と重層的支援体制整備事業交付金における地域介護予防活動支援事業の対象経費の合計額が支払基金に申請する地域支援事業支援交付金の額と一致していれば問題ない。
- なお、支払基金への具体的な申請方法等については、別途お示しする。

問1(3)-4 重層的支援体制整備事業の財源の一部が介護保険料となっていることを踏まえ、財政部局から、重層的支援体制整備事業交付金として交付決定を受けたものを、地域支援事業からの移行分は介護保険特別会計で歳入として受け入れ、介護保険特別会計で歳出とすることは可能か確認するよう指摘された。歳出の予算の持ち方については、既存事業分は、介護保険特別会計の款項目区分についての地域支援事業の予算款項目ではなく、新たに重層的支援体制整備事業の款を設定することを想定しているが、現行の「介護保険特別会計の款項目区分について」には、令和3年度からの新規事業である重層的支援体制整備事業の記載はない。また、介護保険法に基づく事業ではなく、社会福祉法に基づく事業に移行することから介護保険特別会計で歳入・歳出を設定できず、一般会計へ歳入・歳出を設定することになるか。

(答)

- お見込みのとおり、一般会計において歳入・歳出を設定されたい。

(4) 広域連合

問1(4)-1 地域支援事業は広域連合が実施主体となる場合もあるが、重層的支援体制整備事業を実施する場合においても、広域連合が実施主体になることができるか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業を実施する場合においても、地域支援事業等の既存事業については、改正社会福祉法において各法律を引用する形で規定していることから、既存事業は引き続き各法の規定に基づき実施される。
- 従って、重層的支援体制整備事業を実施する場合においても、広域連合が地域支援事業等の既存事業の実施主体になることができる。

問1(4)-2 広域連合が実施主体となり地域支援事業を実施しており、当該広域連合の構成市町村の一部の自治体（「自治体A」とする。）が重層的支援体制整備事業を実施することとなった。この場合、①「地域支援包括支援センターの運営」、②「地域介護予防活動支援事業」、③「生活支援体制整備事業」については「重層的支援体制整備事業」にかかる交付金として、A自治体が交付申請をし、①②③以外の事業については従前と同様に、広域連合が地域支援事業として交付申請するといった理解でよいか。

(答)

- ご質問の例の場合、広域連合が、重層的支援体制整備事業交付金として①～③の交付申請（A自治体実施分）を行い、あわせて、地域支援事業交付金としてA自治体実施分（①～③の事業に限る）以外の交付申請をすることとなる。

問1(4)-3 広域連合の構成市町村は一般財源から広域連合へ負担金を支払い、広域連合は保険料収入と各市町村からの負担金（一般会計繰出相当分）、国県負担金等を財源として介護保険特別会計をもち介護保険事業を実施している。構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業に取り組むことになる場合、重層的支援体制整備事業の実施市町村のみが重層的支援体制整備事業交付金の対象となるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

問1(4)-4 広域連合として地域支援事業交付金を受けている場合、広域連合の構成市町村のうちの一部の市（A市）が重層的支援体制整備事業を実施することは可能か。可能な場合、交付金を受けるのは広域連合になるのか、もしくは、A市となるのか。

また、仮にA市が重層的支援体制整備事業交付金を受けるという整理になる場合、広域連合にはA市分の地域支援事業交付金が入らなくなると思われるが、A市と広域連合との間でどのような調整が必要になるか。さらに、両交付金のお金の流れはどのようになるか。

(答)

- 広域連合の一部の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施することは可能である。また、地域支援事業の実施主体が広域連合である場合は、広域連合がA市分の重層的支援体制整備事業交付金の交付申請を行うとともに交付金を受けることになる。
- このため、従前、広域連合が地域支援事業交付金で受けていた交付金のうち、A市分の地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業分にかかる経費は重層的支援体制整備事業交付金として受けることになり、地域支援事業交付金と重層的支援体制整備事業交付金の交付の流れ自体は変わらないものと考えている。
- なお、この場合、広域連合とA市との間で、広域連合において重層的支援体制整備事業交付金の交付申請等に必要な情報や、A市における重層的支援体制整備事業の実施内容、実施体制等の情報を共有するなど、十分連携した上での対応をお願いしたい。

問1(4)-5 現行では、地域介護予防活動支援事業、地域包括支援センターの運営事業及び生活支援体制整備事業について、広域連合から構成市町村に事業実施の委託を行い、委託料を支払うかたちとなっている。介護保険法上の事業であるため、保険者である広域連合から重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して事業実施の委託を行うことは必要であると考えているが、委託料を支払わないかたちとすればよいか。

(答)

- 広域連合の構成市町村が重層的支援体制整備事業に移行する場合でも、重層的支援体制整備事業交付金は、地域支援事業の実施主体である広域連合に支払われる。

- なお、この場合、重層的支援体制整備事業に移行する自治体分の交付申請（地域介護予防活動支援事業、地域包括支援センターの運営事業及び生活支援体制整備事業分）は、当該自治体と調整の上、広域連合が行うことになる

問1(4)-6 包括的支援事業のうち、包括支援センターの相談業務は重層的支援体制整備事業で構成市町が実施するが、包括支援センター運営協議会は引き続き保険者である広域連合が実施する。この場合、構成市町が重層的支援体制整備事業交付金を申請していても、包括支援センター運営協議会の運営費は地域支援事業として交付金を申請することは可能でしょうか。

(答)

- 広域連合の構成市町村の一部の自治体が重層的支援体制整備事業を実施する場合でも、重層的支援体制整備事業交付金は地域支援事業の実施主体である広域連合に交付される。このため、当該運営費についても重層的支援体制整備事業交付金として申請いただければ問題ない。

問1(4)-7 第2号被保険者の介護保険料については、広域連合から社会保険診療報酬支払基金に対して申請した金額が交付されるが、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の地域介護予防活動支援事業の分についても、広域連合から社会保険診療報酬支払基金に申請することとなるのか。

(答)

- お見込のとおり。

(5) 支援フロー

問1(5)-1 モデル事業における相談支援包括化推進員の役割は、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業の中でどうなるのか。

(答)

- モデル事業における相談支援包括化推進員の役割は、相談者等が抱える課題の把握、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言などを規定していた。
- 重層的支援体制整備事業の多機関協働事業の役割は、相談支援包括化推進員の役割との重複も多く、例えば、市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす、相談支援機関等との間の役割分担を図りプランを作成することなどが挙げられる。

問1(5)-2 多機関協働事業の調整を担う者は、業務に支障がない場合には兼務可能か。

(答)

- 多機関協働事業の業務に支障がない限り兼務可能である。

問1(5)-3 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、生活困窮者自立支援事業における「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」とは別のものであるという認識でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問1(5)-4 参加支援事業について、生活困窮者自立支援事業や就労準備支援事業と一体的に取り組むことは想定しているか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業の目的は市町村全体で包括的な支援体制を構築することにあり、そのためには、他の制度や事業のほか民間団体が取り組む地域の活動など幅広く社会資源を活用していく視点が必要である。
- こうした観点から、参加支援事業を実施する場合に、自立相談支援事業や就労準備支援事業等とどのような連携ができるか検討することは重要であり、多様な事業を市町村全体で一体的に取り組めるようお願いしたい。

問1（5）－5 プランは、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」のそれぞれに作成が必要か。もしくは一體的なプランとしてまとめて作成してよいか。プランは誰が作成するのか。

(答)

- 「アウトリーチ等事業」「多機関協働事業」「参加支援事業」はそれぞれの事業者が、個々に異なるプランを作成することとしている。

問1（5）－6 新たな3事業における「モニタリング」は一定期間ごと必ず行う必要があるか。もしくは、必要に応じて行えばよいか。

(答)

- モニタリングは、支援が適切に行われているか、プランの内容は妥当であつたかなどについて、必要に応じて適宜実施していただくものと考える。

問1（5）－7 支援の「終結の判断」の基準はどのように考えればよいか。

(答)

- 終結の判断の基準は、以下のとおり考えている。
 - ・ アウトリーチ等事業の場合は、本人にとって適切な支援機関につなぐことができた段階。
 - ・ 多機関協働事業の場合は、本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、相談支援機関等の役割について合意形成を図ることができた段階。
 - ・ 参加支援事業の場合は、本人が望む社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定した段階。

問1（5）－8 プラン終結後の「見守りや伴走による支援」とは、何かあつた際に相談できる体制があればよいと考えてよいか。

(答)

- プラン終結後の「見守りや伴走による支援」とは、支援終結後も、事例の内容に応じてその必要があれば関係機関と情報共有などを行い、本人にとって支援が必要となった場合に直ぐに支援ができる体制を整備することを意味する。
- また、支援者が支援期間中に、本人と地域との関係性を調整し、支援終結後も地域において本人が緩やかに見守られる環境を整備することも含む。

(6) 支援会議、重層的支援会議

問1(6)-1 「支援会議」と「重層的支援会議」の違いや位置付けは、どのように整理されるか。

(答)

- 支援会議は会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意が得られていないケースについて関係者間で情報共有ができる会議体であり、支援会議を通じて地域における見守りの体制をつくったり、庁内での支援体制を強化していくことを目指すものである。
- 重層的支援会議は、本人同意が得られた事案に関して支援関係機関と協議したり、支援の検討を通じて社会資源を開発するなどの役割を果たすものである。

問1(6)-2 重層的支援体制整備事業を実施していなくても、社会福祉法に基づく支援会議を開催することはできるか。

(答)

- 支援会議の目的は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、必要な情報交換や支援体制に関する検討を行うことであることから、重層的支援体制整備事業を実施していることが前提となる。

問1(6)-3 支援会議は本人の同意がなくても守秘義務の規定により他部局・関係機関との情報共有が可能とされているが、実際に支援を実施する際には、支援会議に参加していない関係機関に支援を依頼する場合もあると思われ、手引きによる規定のみでは根拠が弱いと思われる。今後、法あるいは政省令に基づく規定等を検討することはあるか。

(答)

- 個人情報をもとに支援を進める際には、当該情報の取り扱いについて本人から同意を得ているかどうかに十分留意する必要がある。このため、令和2年の社会福祉法改正により、構成員に対する守秘義務を規定した支援会議を創設し、その中であれば個人情報の共有を可能としたところ。
- 会議の構成員についてはケースや議題ごとに柔軟に変更可能であり、個々の支援ニーズに応じて、適宜アドホックな参加を含め整理していただきたい。なお、この点に関し、政省令等で追加的な規定を行う予定はない。

(7) 実施体制・実施計画

問1(7)-1 一部統合型（例：地域包括支援センター＋自立相談支援事業）を地域における福祉拠点として日常生活圏域単位で整備することを検討した場合、そこに「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の担当者を配置することは可能か。

（答）

- 可能である。重層的支援体制整備事業が効果的に展開することができるよう各市町村の地域の実情に応じて、市町村内の関係機関・関係者と協議のうえで体制を検討いただきたい。

問1(7)-2 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、相談支援や地域づくりに関する事業を一体的に実施することとなるが、これは、既存の個々の事業において全ての属性を受け入れなければいけないという主旨か。

（答）

- 既存の各事業においてあらゆる者への対応を求めるものではないが、重層的支援体制整備事業は地域住民を広く対象としており、また、市町村全体として相談支援や地域づくりに関する事業を一体的に実施するとしていることから、各事業の関係機関間において対象者を適切につなぐなど連携して対応する体制が求められるものである。

問1(7)-3 多機関協働事業及び地域づくり事業について、消費者相談、多文化共生、地方創生等の分野との連携がイメージされているが、そのような環境がない場合は、これらの分野との連携は必須ではないと考えてよいのか。

（答）

- 連携分野はイメージとしてお示ししているものであるが、重層的支援体制整備事業を効果的に実施していくためには、福祉以外の多様な分野との連携が必須であると考えており、地域の実情に応じて連携分野を着実に増やしながら本事業を展開していただきたい。

問1(7)-4 利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の対象は低年齢の子どもである。小学生から児童福祉法が適用されなくなる18、19歳までの事業が抜け落ちることで、新たな隙間ができやすくなるのではとの意見がある。重層的支援体制整備事業の中でどのような体制を構築すべきか。

（答）

- 各市町村において、抜け落ちると考えられる対象を支援する体制をどのように構築できるかを、重層的支援体制整備事業の実施に合わせて検討し、体制を整備していただきたい。改正社会福祉法に規定している事業の実施は必須要件になるが、これらの事業の他にも、地域にある様々な社会資源も含め「包括的」に支援が行える体制を整備していただくことが重要である。法定の必須事業のみならず、包括的な支援体制構築のために、市町村全体で何ができるか広い視野を持ちながら、重層的支援体制整備事業の実施体制を検討いただきたい。

問1(7)-5 新たな機能に基づく事業（多機関協働事業、アウトリーチ等による継続的支援事業、参加支援事業）は、既存事業を組み直して実施することや、市職員が直接実施することも差し支えないか。

(答)

- 差支えない。ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各分野の既存事業の運営及び人員配置基準等の実施要件は、現行の仕組みを維持することとされているので留意いただきたい。

問1(7)-6 市町村全体の断らない包括的な支援体制は、既存の支援機関全てがいわゆる「丸ごと受け止める場」の窓口になることか。

(答)

- 包括的相談支援事業については、社会福祉法第106条の2にも規定されているとおり、属性を問わずに住民（利用者）の相談を受け止めることが求められる。
- その中で把握された課題・困り事の解決に当たっては、単独の相談員・相談支援機関で進めることが難しい場合は、必要に応じて多機関協働事業による支援調整も実施しながら、地域の関係機関全体で協働し、適切な支援を提供していただく。

問1(7)-7 重層的支援体制整備事業実施計画の策定は必須か。地域福祉計画の中で「重層的支援体制整備事業実施計画」について記載すれば、重層的支援体制整備事業実施計画を策定したことになるのか。また、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に要する費用は補助対象経費と認められるか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業については、関係者が協議した計画に基づいて行

われる必要があると考えており、事業を実施する市町村には計画の策定をお願いしたい。地域福祉計画と別に策定するのか内包して策定するのかは各市町村によって判断いただくことができることとしている。

- なお、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にかかる費用を補助する予定はないが、計画の策定にあたっては市町村に大きな事務負担や多額の費用が必要となるような手続きを求めるることは想定していない。

問1（7）－8 介護保険事業計画、障害福祉計画など既存の事業計画と、重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけはどのように整理されるのか。
例えば、既存の事業計画の中で、重層的支援体制整備事業に移行予定であること等を明記すべきか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業実施計画については、各分野の事業計画との調和がとれたものである必要がある。ただし、重層的支援体制整備事業への移行によって各分野の相談支援機関等の役割などが大きく変わるものではなく、また、計画の策定時期や計画期間等は各計画によって異なることから、記載内容について完全な一致を求めたり、各分野の事業計画に具体的な記載がなければ重層的支援体制整備事業に移行できないものではない。
- ご質問のように各分野の事業計画策定時において、重層的支援体制整備事業への移行が予定されている場合には、その旨の記載をいただくことが望ましいと考えている。

問1（7）－9 重層的支援体制整備事業を市町村で実施するに当たり、どのように事業実施計画を策定していくのか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、市町村は、事業実施計画を策定し、その際、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めることとされている（社会福祉法第106条の5第2項）。
- この計画を策定する過程で、それぞれの支援関係機関が果たす機能や支援機関間の役割分担などの支援体制に関する資料、国から市町村への交付額や過去の各分野の実績額など、事業実施計画の検討に当たり必要なデータを提示することにより、議論の透明性を図りつつ関係団体等の合意を得ることが重要であると考えており、地域の状況に応じて、各市町村で適切にご対応いた

だきたい。

(8) その他

問1(8)-1 重層的支援体制整備事業交付金の交付申請は、交付金に含まれる各事業をまとめて手続きを行うのか。また、まとめて手続きができる場合、1つの部局から手続きをすればよいのか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業交付金は、一本の交付要綱（重層的支援体制整備事業交付金交付要綱）に基づき交付するものであり、交付金に含まれる事業すべてを一括して（重層的支援体制整備事業交付金として）交付申請していただくことになる。
- なお、各市町村のとりまとめ部署が庁内の関係部署と調整した上で、とりまとめ部署から交付申請することが想定される。

問1(8)-2 重層的支援体制整備事業は「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」（モデル事業）を行っている市町村が優先されるのか。また、モデル事業を実施していなくても、条件を満たせば事業実施できるか。

(答)

- モデル事業の実施有無にかかわらず、重層的支援体制整備事業の実施条件を満たせば事業を実施できる。

問1(8)-3 令和2年の社会福祉法改正内容に継続性はあるか。数年後の見直しや廃止は考えているか。

(答)

- 予算措置として実施してきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」（モデル事業）とは異なり、重層的支援体制整備事業は法律に位置づけられた法定事業であるため、今後法改正により当該事業が削除されない限り、存続する。
- なお、制度見直しについては、令和2年の社会福祉法改正の附則において、改正法の施行5年後を目途とした見直しが規定されている。現時点において廃止の考えはない。

問1(8)-4 市町村では、各分野の相談支援機関に専門外の相談が寄せられた際は専門の機関につなぐ対応をこれまで行っている。「相談支援」と「地域づくり」について、各相談支援機関に新たに求めるものや、今回の一括化交付金に手上げするメリットが分かりにくいため、事業に取り組むメリットを示していただきたい。

(答)

- 重層的支援体制整備事業は市町村全体において包括的な支援体制を構築することが求められる。このため、重層的支援体制整備事業を実施する際には、各分野の相談支援機関が相談者のニーズを受け止め、必要に応じて適切な関係機関につなぐことが必要である。また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種関係機関等と連携を図りながら支援を行うことが必要である。
- 補助金を一体的に交付することのメリットとしては、介護、障害、子育て、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動拠点を運営する事業を実施しやすくなることが考えられる。
- また、各分野の事業を組み合わせながら総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった事業区分に応じたタイムスティディによるバックデータ収集が不要となり、こうした事務コストが軽減されるとともに、各補助金の使途について指摘を受ける懸念が払拭されることが考えられる。

問1(8)-5 市町村が円滑に重層的支援体制整備事業に移行することができるよう、国から十分なサポートをいただきたい。

(答)

- 重層的支援体制整備事業への移行にあたり、各都道府県、市町村からの相談を隨時受け付けている。例えば、都道府県主催の管内市町村職員等を対象にした説明会・研修会での行政説明や、個々の市町村の庁内関係各課が一堂に会した上でのオンライン意見交換会の開催（対面での開催も含む）など、様々な機会をとらえて必要な支援に取り組んでいるところである。
- 各都道府県・市町村におかれては重層的支援体制整備事業の実施に向けて積極的にご相談いただきたい。

問1(8)-6 庁内では縦割り意識が強く、重層的支援体制整備事業を実施することが困難なため、早期実施のために法律で事業を必須化していただきたい。

(答)

- 重層的支援体制整備事業の必須化について今後の方向性は決まっていないため、本事業の実施に向けた方向性の共有など庁内連携を始めていただきたい。

問1(8)-7 重層的支援体制整備事業の開始期限は設けられるのか。その期限までに実施できなかった場合のペナルティはあるか。

(答)

- 開始期限や未実施におけるペナルティはない。

2. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

問2－1 重層的支援体制整備事業に移行した場合、現行のモデル事業はどうなるのか。また、モデル事業では国庫補助率が3／4となっていたが、この補助率は維持されるのか。

(答)

- 社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されたため、令和2年度をもってモデル事業は廃止し、令和3年度は新たに「重層的支援体制整備事業」を創設した。これに加えて、令和4年度以降の新事業移行を目指す市町村を対象に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を創設した。
- 「重層的支援体制整備事業」の補助率は、本事業に含まれる既存事業分については当該事業における取扱いと同様である。
新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討している。
なお、令和3年度における新たな機能分の事業に要する地方負担分については普通交付税が行われている。
- また、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の補助率は、国3/4（市町村の負担は1/4）としている。

問2－2 重層的支援体制整備事業に移行するために準備期間を要するため、モデル事業を継続できるか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業が創設されたことによりモデル事業は令和2年度で廃止するが、令和3年度予算として「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を新たに創設したため、令和4年度以降に重層的支援体制整備事業への移行を目指す市町村においては、積極的に本事業を活用いただきたい。
- なお、本事業の補助期間は有期とし、各市町村のモデル事業の補助期間と通算して3年間の補助期間（既にモデル事業の国庫補助を3年間受けている市町村は、別途1年間に限り補助）とする予定である。

問2－3 市町村によって、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の取組を段階的に進めるケースや、重層的支援体制整備事業に相当する部分の事業化の見通しが立った段階で介護・生活困窮等との一体化を進めるケースなどが想定される。こうした市町村の事情に応じ、柔軟な対応が出来るスキームを検討していただきたい。

(答)

- 重層的支援体制整備事業として取り組むことが求められる各事業について、個々の市町村によっては段階的に各事業を展開していくことが予想される。
- 令和3年度予算において、重層的支援体制整備事業交付金とは別に、重層的支援体制整備事業への移行準備のための補助事業を創設しており、本事業を活用していただきながら、重層的支援体制整備事業への移行を個々の市町村において計画的に進めていただきたい。
- なお、移行準備事業では、多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組等にかかる経費を対象に補助する予定である。

3. 都道府県の後方支援

問3 都道府県が重層的支援体制整備事業を実施できるか。また、モデル事業では都道府県事業が含まれていたが、新たな交付金に移行する場合、都道府県が取り組む事業はあるか。

(答)

- 重層的支援体制整備事業の実施主体は市町村であり、都道府県は実施できない。
- この新たな交付金とは別に、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助する「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」を新たに令和3年度予算に計上した。
- 具体的には、市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助する予定である。また、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。
- なお、令和3年度における本事業に要する地方負担分については普通交付税措置が行われる予定である。